平成２２年（フ）第６号
熊本県球磨郡多良木町大字奥野1477番地１、住民票上の住所熊本県球磨郡多良木町大字多良木2746番地１
債務者　光冨　秀敏
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第８号
熊本県人吉市井ノ口町930番地１
債務者　福田たかえ（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第４１４号
横浜市金沢区大道１丁目20番13号　山王荘202
債務者　立花　　優
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３８２号
東京都大田区下丸子１丁目９－５
債務者　南　　優子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３８３号
東京都八王子市別所２－３－11－106、住民票上の住所神奈川県相模原市矢部新町３－27－1401
債務者　小林　秀晃
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３９５号
東京都台東区日本堤２丁目２－３－206
債務者　島袋　武志
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８号
神奈川県座間市相武台３丁目4738番地の１　それいゆ相武台507号
債務者　柳田　國男
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８６号
神奈川県座間市相模が丘１－37－18　シルバーハイツ302号、住民票上の住所神奈川県相模原市下溝321番地13
債務者　三井富士子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９３号
神奈川県相模原市下九沢1852番地４
債務者　笹原　芳夫
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８２号
東京都青梅市今井２丁目1570番地の７
債務者　吉川グロリアこと　ドゥラン吉川，グロリア
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
山口県下松市桜町２丁目８番27号
債務者　原田　佳幸
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４７号
山口県周南市大字徳山5500番地の７
債務者　兒嶋イツミ
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５４号
山口県光市大字岩田288番地、前住所山口県光市大字岩田61番地１
債務者　大迫冨士枝
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第５０号
熊本県天草市佐伊津町4929番地
債務者　山下亜由実
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１９号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1084番地１　花丘団地６－１－１号
債務者　久保田正志
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係